

協議第 2 2 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 1 8 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	7	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。</p> <p>選挙区は 1 選挙区とし、在任期間終了後の議員の定数は 2 0 人とする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議